

○ 佐賀県市町村職員共済組合組合会議員選挙規則

（昭和39年10月31日）
（佐共規則第6号）

| | |
|----------------------|-------------------|
| 改正 昭和49年11月13日規則第13号 | 昭和51年11月2日規則第14号 |
| 昭和53年9月4日規則第16号 | 昭和55年6月24日規則第19号 |
| 昭和57年9月25日規則第21号 | 昭和59年10月15日規則第23号 |
| 昭和61年7月23日規則第26号 | 昭和63年8月31日規則第30号 |
| 平成2年9月28日規則第35号 | 平成4年8月17日規則第38号 |

（目的）

第1条 この規則は、佐賀県市町村職員共済組合定款（以下「定款」という。）第20条の規定により組合会議員の選挙の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組合員の代表者）

第2条 市町村長は、定款第11条の規定により選挙に関する公告があったときは、直ちに当該市町村ごとにその所属する組合員の中から代表となるべき者（以下「組合員の代表者」という。）1人を定めなければならない。

2 前項の規定により組合員の代表者に選ばれたものは、直ちにその職氏名を別記様式第1号により当該市町村の属する選挙区の選挙長（以下「選挙長」という。）に届け出なければならない。

（組合員の代表者の権限）

第3条 組合員の代表者は、定款第13条第2項の規定による代議員の互選に関する事務をつかさどる。

2 組合員の代表者は、遅滞なく、別記様式第2号による組合員数及び代議員数届書に、別記様式第3号による組合員名簿を添えて選挙長に届け出なければならない。

3 組合員の代表者は、定款第13条第3項の規定により互選された代議員について選挙長に届け出るときは、別記様式第4号によるものとする。

（選挙人名簿）

第4条 選挙長は、選挙の期日前3日までに別記様式第5号により選挙人名簿を作成し、これを理事長に報告しなければならない。

2 選挙人名簿には、市町村長又は代議員を登録するものとする。

（代議員証明書）

第5条 選挙長は、第3条第3項の規定により届け出があったときは、直ちに代議員に対し別記様式第6号による代議員証明書を交付しなければならない。

2 代議員は、選挙の当日前項の代議員証明書を提示しなければならない。

（選挙人の確認）

第6条 選挙長は、選挙人名簿に登録されていない者を、投票させてはならない。

（選挙立会人）

第7条 選挙長は、選挙人の中から2人以上の選挙立会人を選任して、選挙に立ち合わせるものとする。

（投票）

第8条 投票は、1人1票に限る。

2 投票用紙は、別記様式第7号とする。

3 投票用紙は、選挙の当日選挙場において選挙人に交付しなければならない。

（投票用紙の記載事項及び投函）

第9条 選挙人は、選挙場において、投票用紙に自ら被選挙権を有する者（以下「被選挙人」という。）1人の

氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

- 2 投票用紙には、選挙人の氏名を記入してはならない。

（投票箱等の設備）

第10条 選挙長は、投票の秘密並びに公正を害しないよう、投票箱その他投票に必要な施設を設備するものとする。

（選挙場の開閉時間）

第11条 選挙場は、午前10時に開き午後1時に閉じる。ただし、選挙長は、選挙人の投票に支障をきたすと認められる特別の事情のある場合に限り、選挙場を閉じる時刻を2時間以内の範囲内において、繰り下げることができる。

（開票）

第12条 開票は、前条に規定する選挙場を閉じる時刻を過ぎたのち、直ちに行う。

- 2 選挙長は、前項の規定にかかわらず、すべての選挙人（投票に参加できないことを選挙長及び選挙立会人において確認した者を除く。）の投票が終わったときは、直ちに開票を行うことができる。

（投票の点検）

第13条 選挙長は、選挙立会人のもとに投票を点検しなければならない。

- 2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定するものとする。

（無効投票）

第14条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いてないもの
- (2) 2人以上の被選挙人の氏名を記載したもの
- (3) 被選挙人以外の者の氏名を記載したもの
- (4) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの、ただし、所属市町村名、職名又は敬称の類を記入したものは、この限りではない。
- (5) 被選挙人の氏名を自書しないもの
- (6) 被選挙人の何人を記載したか確認しがたいもの

（選挙録の作成）

第15条 選挙長は、別記様式第8号により選挙に関する次第を記載した選挙録を作成し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

- 2 選挙長は、前項の規定による選挙録を作成したときは、理事長にこれを報告するものとする。

（選挙録等の保存）

第16条 理事長は、選挙録その他関係書類を、当該選挙による当選した議員の任期間、保存しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和39年10月31日から施行する。
- 2 昭和49年6月25日から地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第11条の2に定める日までの間、佐賀縣市町村職員共済組法定款（以下「定款」という。）附則第3項の規定により定款第13条第1項の規定を適用する場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「その氏名」とあるのは、「定款第13条第2項の規定により互選された代議員及び市町村長以外の組合会の議員であったものうち立候補の届け出のあった者の氏名」と、第3条の規定の適用については、同条中「代議員」とあるのは「定款第13条第2項の規定により互選された代議員及び市町村長以外の組合会の議員であったものうち立候補の届け出のあった者の氏名」とする。

（昭49規則13・追加，昭57規則21・昭59規則23・昭61規則26・昭63規則30・平2規則35・

平4規則38・一部改正)

附 則（昭和49年11月13日規則第13号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和49年6月25日から適用する。

附 則（昭和51年11月2日規則第14号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和51年6月3日から適用する。

附 則（昭和53年9月4日規則第16号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和53年5月31日から適用する。

附 則（昭和55年6月24日規則第19号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和55年5月31日から適用する。

附 則（昭和57年9月25日規則第21号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和57年8月7日から適用する。

附 則（昭和59年10月15日規則第23号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和59年5月25日から適用する。

附 則（昭和61年7月23日規則第26号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年8月31日規則第30号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和63年6月21日から適用する。

附 則（平成2年9月28日規則第35号抄）

この規則は、公告の日から施行し、平成2年6月29日から適用する。

附 則（平成4年8月17日規則第38号抄）

この規則は、公告の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

別記様式第1号

組合員の代表者届書

| 所属課名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|------|----|----|----|
| | | | |

上記のとおり届け出ます。

昭和 年 月 日

第 区選挙長

殿

市町村名
代表者氏名

印

別記様式第2号

組合員数及び代議員数届書

| 区分 | 人員 | 備考 |
|------|----|----|
| 組合員数 | 人 | |
| 代議員数 | 人 | |

上記のとおり届け出ます。

昭和 年 月 日

第 区選挙長

殿

市町村名
代表者氏名

印

(注) この届書には、別記様式第3号の組合員名簿を添付すること。

別記様式第3号

組 合 員 名 簿

(市町村名)

| 組合員証 番 号 | 職 名 | 氏 名 | 資 格 取 得 年 月 日 |
|-------------|-----|-----|---------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) この名簿には、市町村長を除いて記載すること。

別記様式第4号

代 議 員 届 書

| 組合員証 番 号 | 所 属 課 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------------|---------|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

上記のとおり選出したので届け出ます。

昭和 年 月 日

第 区選挙長

殿

市 町 村 名
代表者氏名



別記様式第5号

（ ） 第 区 選 挙 人 名 簿

| 市 町 村 名 | 職 名 | 氏 名 | 投票の有無 | 備 考 |
|---------|-----|-----|-------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- (注) 1 表題のカッコ内には、市町村長議員又は職員議員の区別により記入すること。
 2 投票の有無は、選挙長において、選挙の結果に基づいて記入すること。

別記様式第6号

代 議 員 証 明 書

市 町 村 名

職 氏 名

上記の者は、佐賀県市町村職員共済組合法第13条第2項の規定により互選された代議員である。

昭和 年 月 日

第 区 選 挙 長 (氏 名) 印

別記様式第7号

投票用紙

(表)

| | |
|---------------------------|--|
| 組合会議員選挙投票 佐賀県市町村職員共済組合 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 佐賀県市 町村職員 共済組合 </div> |
|---------------------------|--|

折

折

目

(裏)

目

| | | |
|--|---|--|
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div> </div> | <p style="text-align: center;">◎ 注 意</p> <p>一 被選挙権を有する者の氏名を欄内に 一人書くこと。</p> <p>二 被選挙権のない者の氏名は書かない こと。</p> |
|--|---|--|

別記様式第8号

（市町村長） （職員） 議員選挙録 第 選挙区

| | | | | |
|---------------|----------|---------|---------|------|
| 執行年月日 | 昭和 年 月 日 | | | |
| 選挙の場所 | | | | |
| 選挙立会人 | 氏名 | 市町村名 | 職名 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 選挙の時刻 | 午前 時 開始 | | 午後 時 終了 | |
| 選挙の結果 | 選挙人の数 | 投票した者の数 | 有効投票 | 無効投票 |
| | 人 | 人 | 票 | 票 |
| 当選人及びその他の者の氏名 | 当落の別 | 得票数 | 市町村名 | 氏名 |
| | 当選人 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 選挙事務補助者 | 氏名 | 市町村名 | 職名 | |
| | | | | |
| | | | | |

昭和 年 月 日 調整

選挙長

われわれは、この選挙録が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人

選挙立会人